

議事要旨(3)論点整理「資産除去債務の会計処理に関する論点の整理」のコメントについて

冒頭、逆瀬副委員長より、論点整理に寄せられたコメントを参考に議論を進めていくことが説明され、引き続き、吉田慶太専門研究員より、論点整理に対し、企業、団体及び監査法人を中心に14件、個人からは研究者を中心に6件、合計20件のコメントが寄せられたことが報告された。これらのコメントについて、【論点1】、【論点2】を中心に全体の概要を報告するとともに、対応案について説明を行った。

【論点1】資産除去債務の範囲についてのコメントには、「法的義務に限定すべき」という意見と論点整理で提案されていた「法的義務に準じるものも含むべき」という両方の意見が寄せられた。

「法的義務に限定すべき」であるという意見の理由として、法的義務に準じるものを対象とする場合、各々のケースにおいて該当するのかどうかの判断が困難であり、また恣意性が働くのではないかという懸念が示された。ただし、「法的義務に準じるものも含むべき」という意見においても、具体的にどのようなものが該当するのかわについては明示すべきであるという意見が寄せられた。審議においては合理的に債務が見積れるのは撤去の直前であり、実際に計上できるケースは限定されるのではないかといった意見が示され、今後、範囲については議論の中で特に明確にしていく必要があるとの意見が示された。

【論点2】資産除去債務と対応する除去費用の会計処理については、論点整理において引当金処理と資産負債両建処理の2つの方向性を示し議論してきたものであるが、金額を合理的に見積れるケースが少ないこと等から「引当金方式とすべき」という意見が寄せられた一方で、債務として負担している金額が明らかになるという点から「資産負債両建処理とすべき」という意見も寄せられている。これらに加え両建処理はこれまでに馴染みのない会計処理であることから特に強制をすることなく「選択方式とすべき」であるという意見や、原子力解体引当金制度など、「既存の制度については適用の対象外とすべき」という意見も寄せられた。審議においては、資産除去債務の会計処理はこれまでに無いタイプの会計処理であり、理論的にもその解釈が難しく、ある程度限定的な適用となるように議論すべきではないかという意見が示された。一方で、資産除去債務の会計処理の検討についてはコンバージェンスを前提として議論を進めており、既存の会計処理があるなどの理由で取扱いを変えるなどの対応については慎重に検討すべきであるとの意見が示された。

事務局からは範囲、会計処理に関する基準の開発については、かなり難しいものになると考えられるが、今後、基準案等の中で詳細に検討していくとの説明がなされた。

以上